



平成 27 年 1 月 26 日

各 位

東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
コムチュア株式会社
代表取締役会長 向 浩 一
(コード：3844 東証第一部)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長 細川 琢夫
電話番号 03 - 5745 - 9700

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 26 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項の規定に基づく当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを、以下のとおり、決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、継続的な健全成長を基調とした企業価値の増大を目指すとともに、内部留保の充実と配当性向等とのバランスを図りながら、株主の皆様に対して積極的に利益還元を行うことを基本方針としておりますが、この度、この方針の一環として当社の資本効率の向上のため自己株式の取得を実施することにいたしました。

当社は、自己株式の具体的な取得方法について様々な選択肢を検討しましたが、比較的短期間に相当規模の自己株式を取得することにより資本効率の向上が期待できるという観点から、平成 26 年 12 月下旬、当社の筆頭株主である有限会社コム（以下「コム」といいます。本日現在の保有株式数 1,590,000 株、発行済株式総数 5,342,100 株に対する割合：29.76%（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、保有割合の計算において同じとします。））に対して、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診したところ、同社より当社株式を売却することの可否について検討するとの回答を得ました。コムは、当社の代表取締役会長である向浩一氏の親族である向容子氏が代表者を務める創業家の資産管理会社です。

そこで、当社は、コムから当社株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況の観点から、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付け価格について検討を行いました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 27 年 1 月上旬、コムに対して、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である 500,000 株（保有割合：9.36%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 1 月 26 日の前営業日（同年 1 月 23 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,008 円に対して、9.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）をディスカウント

した額に相当する1,820円を本公開買付価格とし、コムに提示いたしました。その結果、コムより、上記条件にて本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成27年1月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成26年11月13日に提出した第31期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約25億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も継続できるものと考えております。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、コム以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、550,000株（保有割合：10.30%）を上限としております。

なお、当社代表取締役会長である向浩一氏は、コムの代表者である向容子氏と親族関係にあり、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、自己株式の取得及び本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、同氏は、かかる利害関係に配慮し、当社とコムとの事前の協議には、コムの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておりません。

また、コムより、本公開買付けに応募しない当社普通株式1,090,000株（保有割合：20.40%）については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	550,100株	1,001,182,000円

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式の総数（5,342,100株）に占める割合は、10.30%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

(注2) 取得することができる期間は、平成27年1月27日から平成27年3月31日までであります。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成27年1月26日（月曜日）
② 公開買付開始公告日	平成27年1月27日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成27年1月27日（火曜日）
④ 買付け等の期間	平成27年1月27日（火曜日）から 平成27年2月24日（火曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,820円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年1月26日の前営業日（同年1月23日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,008円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,918円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,881円を参考にいたしました。

その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年1月26日の前営業日（同年1月23日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,008円に対して、9.36%をディスカウントした額に相当する1,820円を本公開買付価格とし、コムに提示いたしました。その結果、コムより、上記条件にて本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。以上を踏まえ、当社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,820円に決定いたしました。

本公開買付価格である1,820円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年1月26日の前営業日（同年1月23日）の当社普通株式の終値2,008円から9.36%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,918円から5.11%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,881円から3.24%をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、継続的な健全成長を基調とした企業価値の増大を目指すとともに、内部留保の充実と配当性等とのバランスを図りながら、株主の皆様に対して積極的に利益還元を行うことを基本方針としております。

かかる方針を背景として、平成26年12月下旬、当社の筆頭株主であるコム（保有株式数1,590,000株、保有割合：29.76%）に対して、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診したところ、同社より当社株式を売却することの可否について検討するとの回答を得ました。そこで、当社は、コムから当社株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況の観点から、株主の皆様が所定の公開買付期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を参考にすべきであると考えました。

その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 27 年 1 月上旬、コムに対して、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である 500,000 株（保有割合：9.36%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 1 月 26 日の前営業日（同年 1 月 23 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,008 円に対して、9.36%をディスカウントした額に相当する 1,820 円を本公開買付け価格とし、コムに提示いたしました。その結果、コムより、上記条件にて本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 27 年 1 月 26 日開催の取締役会において、1,820 円を本公開買付け価格とすることを決定いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	550,000 株	一株	550,000 株

（注 1） 応募株券等の数の合計が買付予定数（550,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（550,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2） 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。

（5）買付け等に要する資金

1,029,000,000 円

（注） 買付予定数（550,000 株）を全て買い付けた場合の買付代金（1,001,000,000 円）に、買付手数料及びその他費用（公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
平成 27 年 3 月 18 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買

付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、筆頭株主であるコムより、本公開買付けにコムが保有する当社普通株式の一部である500,000株（保有割合：9.36%）を応募する旨の回答を得ました。また、本公開買付けに応募しない当社普通株式1,090,000株（保有割合：20.40%）については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

③ 当社は、平成27年1月26日に「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成26年4月1日～平成26年12月31日）

（イ）損益の状況（連結）

会計期間	平成27年3月期 (第31期第3四半期連結累計期間)
売上高	7,040百万円
売上原価	5,549百万円
販売費及び一般管理費	730百万円
営業外収益	12百万円
営業外費用	0百万円
四半期純利益	471百万円

（ロ）1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成27年3月期 (第31期第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	88.33円
1株当たり配当額	—

（ご参考） 平成26年12月31日時点の自己株式の保有
発行済株式総数（自己株式を除く）5,342,019株
自己株式数 81株

以上